

令和5年度

地域とともにある

浅江中学校PTA 総会資料



本資料をご覧ください、

4月28日(金)までに

オンライン上で「意思表示」をお願いします。

※意思表示の方法については、学校から配付したプリントを
ご参照ください。



目 次

【第1号議案】

令和4年度PTA活動・行事報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【第2号議案】

令和4年度PTA決算報告、会計監査報告・・・・・・・・・・・・ 7

【第3号議案】

後援会規約の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【第4号議案】

令和5年度PTA組織及び分掌・役員（案）・・・・・・・・・・・・ 14

※役員名簿については別途配付

【第5号議案】

令和5年度PTA活動・行事（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【第6号議案】

令和5年度PTA予算、後援会予算（案）・・・・・・・・・・・・ 22

(参考資料)

○PTA規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

○PTA役員選出細則(R3.4.24改正)・・・・・・・・・・・・ 31

○慶弔規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第1号議案

令和4年度 PTA 活動・行事報告

令和4年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【総務委員会】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	11	月	第1回あさなえJネット学校運営協議会【会長出席】	
	8	金	総務委員会	
	23	土	PTA総会（書面開催）	
5	27	金	総務委員会 第1回PTA常任委員会	
6	17	金	市P連総会（光市教育委員会）	
	19	日	潮音寺山まつり	
7	12	火	総務委員会	
	14	木	第1回学校保健安全委員会【会長出席】	
	15	金	第2回PTA常任委員会	
8	20	土	環境整備作業（PTA奉仕作業）	
9	2	金	総務委員会	16：30集合
	9	金	体育祭前日準備 入退場＆各教室の見回り	
	10	土	体育祭【部員全員出席】 見回り＆駐車場係	
	29	木	総務委員会	
10	20	木	総務委員会	
	26	水	総務委員会	
	28	金	文化祭 保護者入退場係(体育館)	
	29	土	文化祭(合唱コンクール) 駐車場＆入退場係	
12	5	月	総務委員会	
	10	土	マラソン大会（虹ヶ浜）・人権を考えるつどい	
	27	火	第3回PTA常任委員会	
1	13	金	あさなえJネット学校運営協議会	
	30	月	あさなえEネット学校運営協議会	
2	1	水	新1年生役員選出 新2・3年生役員選出 代理抽選にて	
	2	木	第2回学校保健安全委員会【会長出席】	
3	16	木	総務委員会	
	22	水	あさなえJネット学校運営協議会・あさなえ学園運営協議会	
	23	木	第4回常任委員会・PTA新旧役員引き継ぎ	

～前年度の反省・気付き等～

- ・各行事において、昨年の反省点を活かし、また各専門部門の各員からのご協力をいただき、スムーズに活動できた。

～今年度の反省・気付き等～

- ・コロナからの復活の手ごたえを少しずつですが感じた1年だった。
Withコロナ、afterコロナを考え、令和5年度は今年度以上に学校行事を復活させる方向で活動していきたい。

令和4年度 心の教育部・活動報告

月	日	曜	行事および活動	備考
4	21	木	第1回 あさなえJネット 企画推進委員会【部長、副部長出席】	4/14新役員打ち合わせ
	23	土	PTA総会：書面開催（オンライン決議）	
5	30	月	第1回 PTA常任委員会【部長、副部長出席】	
6	18	土	人権に関する参観日（ハートフルin光）【部長、担当役員出席】	
7	14	木	第1回あさなえホップ【部長、副部長出席】	
	15	金	第2回 PTA常任委員会【部長、副部長出席】	
			夏季補導パトロール（7/16、23 ・ 8/6、27実施）	担当役員
8	19	金	教育フォーラムin光【部長、担当役員出席】	リモート参加
	20	土	PTAふれあい奉仕作業【部長、副部長出席】	
	23	火	第2回 あさなえJネット 企画推進委員会【副部長出席】	担当役員
9		敬老と福祉の集い→中止		
10	28	金	文化祭(1日目) 合唱コンクール誘導【部長、副部長、担当役員】	9名
	29	土	文化祭(2日目) お弁当仕分け、配布【部長、副部長、担当役員】	11名
12			冬季補導パトロール（4回実施）【担当役員出席】	
	10	土	光市人権を考える集い【部長、担当役員出席】	YouTube配信
	27	火	第3回 あさなえJネット企画推進委員会 第3回 PTA常任委員会	
2	18	土	光市青少年健全育成推進大会【部長、担当役員出席】	YouTube配信
3	2	木	第4回 あさなえJネット 企画推進委員会【部長、副部長出席】	
	23	木	第4回 PTA常任委員会【部長、副部長出席】 PTA新旧役員引継ぎ【部長、副部長出席】	

～前年度からの申し送り～

- *部長・副部長以外の15名の部員は、3つのグループに担当を分け活動する。
- ①光市青少年補導委員及び浅江地区安全パトロール
 - ②参観日講演会の参加
 - ③敬老と福祉のつどい、教育フォーラムin光、光市人権を考えるつどい等への参加

- *文化祭は、部員全員の参加が望ましい。
*あさなえホップへ1人1回は参加する。

令和 4年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【学力向上部】

月	日	曜	開始	終了	内容	参加者	備考
4	21	木	18:30	20:00	第1回 あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長	
	23	土			PTA総会		書面開催(オンライン決議)
					第1回 部会		中止
5	30	月	19:00	20:30	第1回 常任委員会	部長・副部長	
6	18	土	参観後	10:50	人権に関する参観日(ハートフルDAY in光)	全員	
7	15	金	15:00	16:30	第2回 常任委員会	部長・副部長	
	20	水			あさなえ人権セミナー		参加要請なし
8	3	水	10:00	11:50	あさなえ学習会①	部長・副部長・部員	
	4	木	10:00	11:50	あさなえ学習会②	部長・副部長・部員	
	19	金	14:00	15:45	教育フォーラムin光	全員	YouTube配信
	20	土	7:30	9:30	PTA奉仕作業	部長・副部長	例年は全員参加
	23	火	15:00	16:30	第2回 あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長	
10	28	金	8:30	10:20	文化祭合唱コンクール・入場整理・誘導案内	部長・副部長・部員	
	29	土	10:45	12:30	文化祭・弁当配布	部長・副部長・部員	
12	10	土			光市人権を考える集い	全員	YouTube配信
	27	火	15:00	16:30	第3回 あさなえJネット企画推進委員会 第3回 常任委員会	部長・副部長	
2	11	土	10:00		浅江地区人権教育推進大会		参加要請なし
	18	土	9:30	11:30	光市青少年健全育成推進大会	全員	YouTube配信
3	2	木	16:00	17:30	第4回 あさなえJネット企画推進委員会	部長・副部長	
	23	木	15:15	15:45	第4回 常任委員会	部長・副部長	
			15:45		新旧役員引き継ぎ会	部長・副部長	

今年度の反省

- ・今年度も部会は行わず、LINEで連絡を取り合った。スムーズに参加者などを決めることができた。
- ・各行事後に部内でアンケートを行う事で、評価する所や改善点が見えた。来年度に引き継ぎをする。
- ・参加者を募る時に、行事の内容などしっかり理解したうえで部員に伝えることが出来たらよかった。
- ・日程や内容の連絡など部員への連絡が締め切り間近になる事が多かった。地域や学校との連携をスムーズにし、内容を充実させる事が出来るような工夫が必要だった。

今後の課題

- ・来年度は今年度よりも行事が多くなり内容にも変化があると思う。各部と連携して全体で良い活動が出来ると良い。

令和4年度体力づくり部行事・活動報告

月	日	曜	行事・活動	備考
4	11	月	第1回あさなえJネット学校運営協議会	部長副部長参加
	21	木	第1回あさなえJネット企画推進委員会	部長副部長参加
	23	土	PTA総会	書面開催オンライン決議
5	30	月	第1回PTA常任委員会	部長副部長参加
7	14	木	第1回学校保健安全委員会	部長副部長参加
	15	金	第2回PTA常任委員会	部長副部長参加
8	20	土	PTAふれあい奉仕作業	部長欠席
	23	火	第2回あさなえJネット企画推進委員会	部長副部長参加
9	10	土	体育祭	全員参加
12	10	水	虹ヶ浜マラソン・駅伝大会	全員参加
	27	月	第3回PTA常任委員会	部長副部長参加
			第3回あさなえJネット企画推進委員会	部長副部長参加
2	2	木	第2回学校保健安全委員会	部長副部長参加
	18	土	光市青少年健全育成推進大会	YouTube配信
3	2	木	第4回あさなえJネット企画推進委員会	部長副部長参加
	23	木	第4回PTA常任委員会、引き継ぎ	部長副部長参加

～前年度の反省・気づき等～

- ・あさなえほっぷの開催のやり方が変わり、全ての日程がわからなかったため振り分けができませんでした。開催が決まるたびに参加者を募りました。
- ・延期や中止がたびたびあり、役員さん方への連絡が遅くなる事もありました。部長からこまめに連絡を取ることを気にかけての方が良いように思います。

～今年度の反省・気づき等～

- ・コロナ渦という事もあり、活動自体も少なく全員が集まる事もほとんど無かった。

令和4年度 専門部行事・活動報告・反省と課題

【広報部】

月	日	曜	行事・活動など
4	23	土	●第1回企画会議(広報誌163号企画会議) PTA総会:書面開催(オンライン決議)
4	27	水	○先生方の写真撮影
5	30	月	第1回常任委員会
6	1	水	●広報誌163号発行
6	18	土	人権に関する参観日
7	15	金	第2回常任委員会
8	19	金	教育フォーラム in 光 →リモートに変更
8	20	土	PTA奉仕作業→部長・副部長のみ参加
9	9	金	○体育祭事前会議 ライブ配信の説明
9	10	土	○体育祭(写真撮影)
10	28	金	○合唱コンクール→前日準備友愛セール手伝いなし
10	29	土	○文化祭(写真撮影)
11	13	日	ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会→延期
12	8	木	●第2回企画会議(広報誌164号企画会議)
12	10	土	○ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会(写真撮影) 光市人権を考えるつどい→かさなつたため不参加
12	27	火	○3年部先生写真撮影① 第3回常任委員会
1	12	木	○3年部先生写真撮影②
2	18	土	光市青少年健全育成推進大会→ライブ配信
2	20	月	●広報誌164号発行
3	8	水	●広報誌164号配布
3	23	木	第4回常任委員会

※常任委員会、部長・副部長が出席 ○写真撮影 ●広報誌作成会議

～本年度の反省・気づき等～

・合唱コンクールの写真は3年生だけでいいので広報部としてもう少し違う所から撮影できたらいいと思いました。

・「共創」の3年生メッセージは、筆圧の問題があるのでペンを指定した方が良かったです。

・広報誌の企画段階から謄写堂さんに携わってもらい、紙面製作にかかる負担を少し減らす事ができました。

第2号議案

令和4年度 PTA 決算報告、会計監査報告

令和4年度PTA会計決算書

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

令和5年3月31日現在

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額250円)	1,323,000	1,318,200	-4,800	生徒数410人(途中転入含む) 教職員31人
12	入会金(1人100円)	13,400	13,800	400	1年134人 転入4人
13	前年度繰越金	258,197	258,197	0	
14	預金利息等	3	880	877	
	合 計	1,594,600	1,591,077	-3,523	


2 支出の部


No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	総務費	300,000	281,595	18,405	安全互助会費, 県・市P連会費, PTA奉仕作業飲物代等
22	会議費	20,000	18,997	1,003	お茶、コーヒー等
23	慶弔費	80,000	45,000	35,000	会員慶弔
24	役員出張費	10,000	0	10,000	
25	事務費	240,000	233,429	6,571	リソグラフ賃貸借料, インク、マスター等
26	研修活動費	30,000	0	30,000	
27	広報部費	140,000	139,480	520	広報印刷費
28	各専門部費	50,000	50,000	0	各専門部活動費
29	備品費	100,000	92,203	7,797	運搬車、モバイルバッテリー等
30	消耗品費	170,000	168,478	1,522	新聞, 月刊誌, ホワイトボードマーカー等
31	環境整備費	250,000	238,261	11,739	緑化, 清掃用具等
32	研修助成費	150,000	49,304	100,696	各負担金, 書籍類
33	予備費	54,600	0	54,600	
	合 計	1,594,600	1,316,747	277,853	
		収入総額	支出総額	残 額	備 考
		1,591,077	1,316,747	274,330	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和5年 3 月 31 日

光市立浅江中学校PTA

監査 江本友紀子 

監査 難波 智子 

令和4年度PTA特別事業会計決算書

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

令和5年3月31日現在

科 目	当初見込額	収入額	備 考
友愛セール、バザー	100,000	19,582	
資源回収	5,000	3,806	収益金、奨励費
雑収入	0	14,280	総合保障制度加入促進費
前年度繰越金	129,418	129,418	
合計	234,418	167,086	

2 支出の部

科 目	支出額	備 考
合計	0	


3 差引の部


167,086 - 0 = 167,086 次年度に繰越します

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 5年 3 月 31 日

光市立浅江中学校PTA

監査 江本 友紀子 

監査 難波 智子 

令和4年度後援会会計決算書

光市立浅江中学校後援会

令和5年3月31日現在

1 収入の部

No.	科 目	当初予算額	収入額	増 減	備 考
11	会費(月額500円)	2,460,000	2,450,400	-9,600	生徒数410人
12	入会金(1人100円)	13,400	13,800	400	1年生134人 転入4人
13	前年度繰越金	2,371,004	2,371,004	0	
14	預金利息等	16	816	800	
15	規約による援助金	0	0	0	
16	補助金	0	835,610	835,610	市、県中学校体育連盟・市中学校文化連盟 補助金
	合 計	4,844,420	5,671,630	827,210	

2 支出の部


No.	科 目	当初予算額	支出額	増 減	備 考
21	選手派遣費	2,650,000	1,734,583	915,417	市・公認の市外・県・中国・全国大会 その他特に認めたもの
22	備品・消耗品費	1,300,000	1,116,528	183,472	部活動用備品・消耗品
23	修理費	200,000	76,640	123,360	部活動用品の修理
25	各種分担金	450,000	361,859	88,141	市中学校体育連盟 700円 市中学校文化連盟 100円 他 連盟・協会費等
26	会議費	10,000	0	10,000	
27	事務費	10,000	0	10,000	
33	予備費	224,420	0	224,420	
	合 計	4,844,420	3,289,610	1,554,810	
		収入総額	支出総額	残 額	備 考
		5,671,630	3,289,610	2,382,020	次年度に繰越

上記会計の決算報告に基づき監査の結果、出納簿・領収書・預金通帳等適正に執行されていることを報告します。

令和 5年 3月 31日

光市立浅江中学校後援会

監査 江本 友紀子 

監査 難波 智子 

第3号議案

後援会規約(第10条3)の改正

光市立浅江中学校後援会規約（案）

1/2

第1条（本規約の目的）

本規約は、光市立浅江中学校後援会（以下、本会と呼ぶ）が掲げる目的を達成するための運営を円滑に進めるための遵守事項を定めることを目的とする。

第2条（事務局）

本会の事務局を浅江中学校に置く。

第3条（本会の目的）

本会は、浅江中学校の体育・文化などの部活動の推進援助を主たる目的とする。

第4条（本会の事業）

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- （1）生徒の体育・文化等の部活動の育成と援助
- （2）生徒の体育・文化等の活動の施設、設備、備品等と旅費等の支援
- （3）生徒の健康教育面の活動の援助
- （4）その他、本会の目的に適した事業

第5条（組織と人員）

本会は、総会、総務委員会、常任委員会で構成されるが、それらは、PTA総会、PTA総務委員会（事務局含む）、PTA常任委員会がそれぞれを兼務することとする。会員のうち、生徒の保護者でなく、有志である者は、評議員として適宜、常任委員会に参画するものとする。

第6条（会員資格）

本会は、本校生徒の保護者とPTA総務委員会、有志によって組織する。

第7条（常任委員会役員ならびに評議員の任務と任期）

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の際は、これを代行する。
3. 幹事は、会長ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 監査は、本会の会計を監査する。
5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。
6. 評議員は、常任委員会にあつて審議に加わる。任期は特に定めない。
7. 会長、副会長、監査、顧問の任期は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

第8条（総会と議決事項）

本会の総会は、PTA総会の一部として開催される。議決事項は、「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

第9条（緊急時の審議と議決）

「光市立浅江中学校PTA規約」に準じる。

「500円から100円減額」

⇒中体連主催以外の参加費を受益者負担としたため、今後継続的に「選手派遣費」の減額が見込まれるため

※P 24の予算案を参照ください。

第10条（経費）

本会の経費は、会費と入会金をもって運営する。

2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。
3. 本会の会費は、月額400円とする。兄弟姉妹ともに同額とする。
4. 本会は、入会金、会費以外に「援助金」として申し込み額を金納する。（毎年度7月の定例援助金募集と必要に応じた適宜の援助金募集）

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

附則

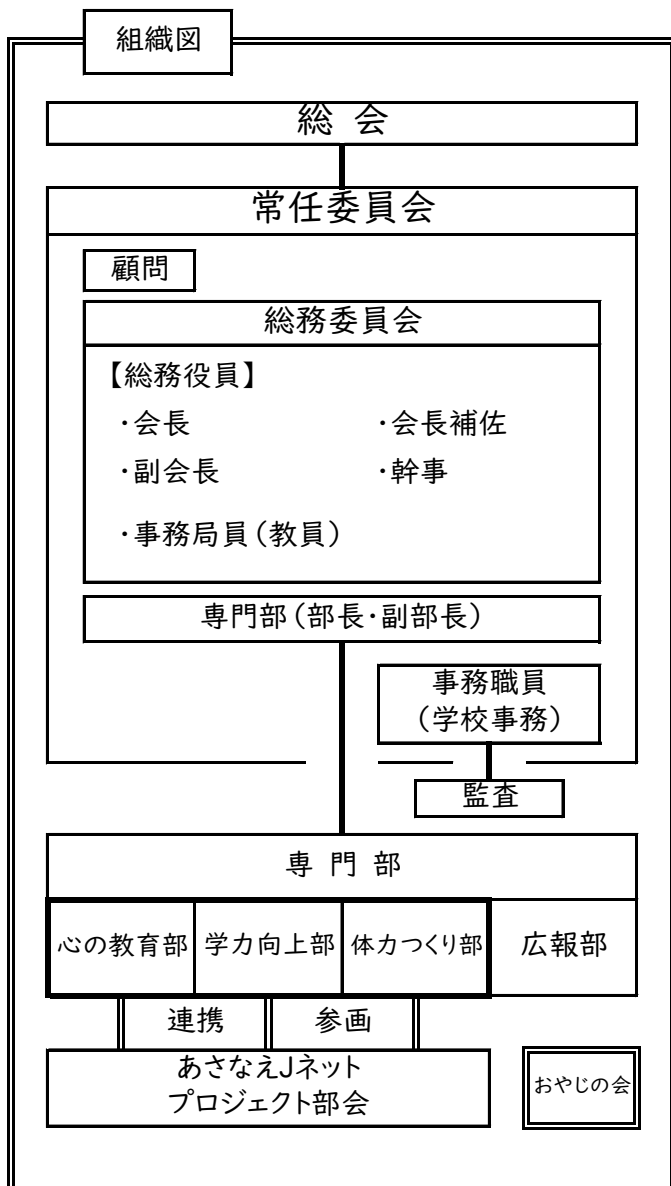
昭和45年	4月21日	第2条一部改正
昭和52年	1月26日	第5条一部改正
昭和57年	4月27日	第8条一部改正
昭和61年	4月19日	第7条一部改正
昭和63年	4月16日	第7条一部改正
昭和 元年	4月22日	第7条一部改正
平成21年	4月30日	第5条一部改正
平成28年	4月23日	PTA体制との兼務を明確化、評議員の役目の明確化、臨時総会と緊急時の対応を新設、援助金募集要項変更
令和 5年	4月28日	第10条一部改正

第4号議案

令和5年度 PTA 組織及び分掌・役員（案）

※役員名簿については別途配付しているので、そちらをご覧ください。

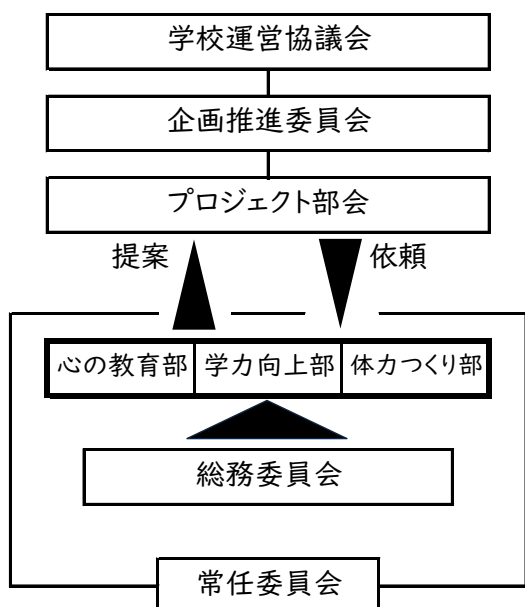
令和5年度 PTA組織と各分掌内容 (案)



総会	保護者と教職員で構成
常任委員会	
総務委員会及び各専門部からの提案事項についての採決及び執行機関	
総務委員会の用務と分担	
<ul style="list-style-type: none"> ① 総会・常任委員会の企画運営 ② 会の会計の執行、事業収入の会計 ③ 総務委員会、常任委員会の議事進行 ④ 県・市等の指導者研修会等への参加 ⑤ 光市P連の用務 ⑥ 年間行事の企画・運営 ⑦ PTA規約、講演会規約、慶弔規定等の審議 ⑧ 各専門部の活動の調整と支援 ⑨ あさなえJネットプロジェクト部会との連携 ⑩ 関係団体との連携 ⑪ 学校行事への支援 ⑫ 各種大会への支援 ⑬ その他 	

生徒数・PTA世帯数

○あさなえJネットとの連携・参画の流れ



年	組	生徒数	長子数
1	1	32	26
	2	32	27
	3	31	22
	4	31	25
計		126	100
2	1	33	32
	2	33	32
	3	34	32
	4	33	31
計		133	127
3	1	37	37
	2	36	36
	3	36	36
	4	36	35
計		145	144

生徒数	404
世帯数	377

第5号議案

令和5年度 PTA 活動・行事(案)

令和5年度 専門部行事・活動実施計画（案）

【総務委員会】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4			P T A 総会（オンライン決議）	
5			第1回常任委員会 （以降、7月、9月、1月、3月）	
6			光市小中学校P T A 連合会第1回総会（会長） 人権に関する参観日（ハートフルD A Y i n 光）	
7			第1回学校保健安全委員会	
8	19	土	教育フォーラム i n 光 P T A 奉仕作業	
9			体育祭売店の前日準備 体育祭売店	
10	27 28	金 土	文化祭P T A バザー & 友愛セールの前日準備 文化祭P T A バザー & 友愛セール	
11			P T A 中国ブロック大会	
12	9	土	光市人権を考えるつどい マラソン & 駅伝大会 次期役員選出準備	
1			第2回学校保健安全委員会 山口県P T A 連合会研修大会 新1年生役員選出（入学説明会 於：浅江小）	
2			新2・3年生役員選出（於：浅江中） 光市青少年健全育成推進大会	
3			新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	

（日程は令和5年4月時点では未定）

【心の教育部】 令和5年度活動計画

月	日	曜	行事および活動	備考
4	7	金	第1回 あさなえJネット企画推進委員会	部長 副部長
	22	土	PTA集会（オンライン決議）	
5			第1回 PTA常任委員会（以降、7月、9月、1月、3月）	部長 副部長
6	17	土	人権に関する参観日（ハートフルin光）	
7			第1回あさなえホップ	
			夏季補導パトロール	
8			教育フォーラム in 光	
	9	水	第2回 あさなえJネット	
	19	土	PTAふれあい奉仕作業	
9			敬老と福祉の集い	
10	27	金	文化祭(1日目) PTAバザー&友愛セール前日準備	
	28	土	文化祭(2日目) PTAバザー&友愛セール	
12			冬季補導パトロール	
			光市人権を考える集い	
	27	水	第3回 あさなえJネット企画推進委員会	部長 副部長
2			光市青少年健全育成推進大会	
3	29	水	第4回 あさなえJネット企画推進委員会	部長 副部長
3			PTA新旧役員引継ぎ	

重点取組事項：地域貢献活動への参加・充実

令和5年度 専門部行事・活動実施計画(案)

【学力向上部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	7	金	第1回あさなえJネット	部長・副部長
	22	土	PTA集会(書面決議)	
5	未定		第1回常任委員会(以降7月、9月、1月、3月)	部長・副部長
6	17	土	人権に関する参観日(ハートフルDAYin光)	
7	未定		あさなえ人権セミナー(浅江コミュニティーセンター)	
8	3	木	あさなえ学習会	
	4	金	あさなえ学習会 あさなえネット熟議(15時から)	
	9	水	第2回あさなえJネット	部長・副部長
	19	土	PTA奉仕作業	
	未定		教育フォーラムin光	
10	27	金	文化祭PTAバザー&友愛セール前日準備	
	28	土	文化祭PTAバザー&友愛セール	
12	27	水	第3回あさなえJネット	部長・副部長
	未定		光市人権を考える集い	
2	29	木	第4回あさなえJネット	部長・副部長
	未定		浅江地区人権教育推進大会 光市青少年健全育成推進大会	
3	未定		新役員選出、部長、副部長選出、引継ぎ	部長・副部長

※PTA 研修会の企画・運営(例 調理実習等)

※ポスター・カレンダー作り

学力向上部(あさなえJネットプロジェクト部会と連携方針案)

重点取組事項

つながり、学び合う授業

令和5年度 専門部行事・活動実施計画 (案)

【体力づくり部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	22	土	PTA総会(オンライン決議)	
5			第1回常任委員会 (以降 7月・9月・1月・3月)	部長・副部長
7	6	木	第1回学校保健安全委員会	部員参加
8			教育フォーラム in 光	
9			体育祭売店の前日準備	
			体育祭売店	
10	27	金	文化祭PTA バザー & 友愛セールの前日準備	
	28	土	文化祭PTA バザー & 友愛セール	
12	9	土	ふるさと虹ヶ浜マラソン & 駅伝大会	
			光市人権を考えるつどい	
2			第2回学校保健安全委員会	部員参加
			光市青少年健全育成大会	
3			新役員選出、部長・副部長選出、引き継ぎ	部長・副部長

※ あさなえヘルシープランへの参加

体力づくり部 (あさなえJネットプロジェクト部会との連携方針案)

重要取組事項

浅江っ子体力向上プロジェクト

運動・睡眠・食を通しての体力づくり

【広報部】

月	日	曜	行事・活動など	備考
4	22	土	PTA総会（オンライン決議）	部長・副部長
			第1回企画会議（広報誌165号企画会議）	
5			第1回常任委員会（以降7月、9月、1月、3月）	部長・副部長
6	17	土	人権に関する参観日（ハートフルDAY in 光）	
7			広報誌165号発行「教員紹介」	
			広報誌166号企画会議「共創」	
8			教育フォーラム in 光	
8	19	土	PTA奉仕作業	
9			体育祭【写真撮影】	
10	27	金	文化祭合唱コンクール【写真撮影】	
			文化祭PTAバザー&友愛セールの前日準備	
10	28	土	文化祭PTAバザー&友愛セール【写真撮影】	
12	9	土	ふるさと虹ヶ浜マラソン&駅伝大会【写真撮影】	
12			光市人権を考えるつどい	
2			光市青少年健全育成大会	
3	8	金	卒業式 広報誌166号発行「共創」	
3	25	月	新役員選出、部長・副部長選出、引継ぎ	部長・副部長

第6号議案

令和5年度 PTA 予算、後援会予算(案)

令和5年度PTA会計予算書(案)

光市立浅江中学校PTA

1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考
11	会費(月額250円)	1,293,000	生徒数404人, 教職員27人
12	入会金(1人100円)	12,600	1年生126人
13	前年度繰越金	274,330	
14	預金利息	3	
	合 計	1,579,933	

2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考
21	総務費	300,000	市P連総会費, 県・市P連会費, 安全互助会費, 学校行事補助
22	会議費	20,000	役員会議費
23	慶弔費	80,000	会員慶弔, その他慶弔規程による
24	役員出張費	10,000	役員出張旅費
25	事務費	240,000	リソグラフ賃貸借料, インク, マスター等
26	研修活動費	30,000	学校保健安全委員会, PTA研修講座 講師謝金等
27	広報部費	140,000	広報印刷費
28	各専門部費	50,000	各専門部活動費
29	備品費	100,000	学校備品
30	消耗品費	170,000	新聞, 月刊誌等
31	環境整備費	250,000	緑化, 清掃用具等
32	研修助成費	150,000	各負担金, 書籍類
33	予備費	39,933	
	合 計	1,579,933	

3 事業収入

科 目	当初見込額	備 考
友愛セール、ハザー	100,000	
資源回収	5,000	
前年度繰越金	167,086	
合 計	272,086	

上記のとおりPTA会計予算案を提出いたします。PTA総会の承認を得て会計を執行いたします。

令和5年4月22日

光市立浅江中学校PTA事務局

令和5年度後援会会計予算書(案)

光市立浅江中学校後援会

1 収入の部

No.	科 目	金 額	備 考	昨年度当初予算比
11	会費(月額400円)	1,939,200	生徒数404人 ※1人あたり年額-1,200円	-520,800
12	入会金(1人100円)	12,600	1年生126人	-800
13	前年度繰越金	2,382,020		11,016
14	預金利息等	16	見込額	0
15	規約による援助金	0	規約10条の4援助金	0
16	補助金	0	中体連・中文連等	0
	合 計	4,333,836		-510,584

2 支出の部

No.	科 目	金 額	備 考	昨年度当初予算比
21	選手派遣費	2,165,200	公認の市外・県・中国・全国大会	-484,800
22	備品・消耗品費	1,300,000	運動部・文化部の備品・消耗品費	0
23	修理費	200,000	器具・用具・楽器・施設の修理	0
25	各種分担金	450,000	中体連700円, 中文連100円, 連盟・協会費等	0
26	会議費	10,000	印刷費	0
27	事務費	10,000	封筒等	0
33	予備費	198,636		-25,784
	合 計	4,333,836		-510,584

上記のとおり部活動後援会会計予算案を提出いたします。後援会総会の承認を得て会計を執行いたします。

令和5年4月22日

光市立浅江中学校後援会事務局

資料

光市立浅江中学校PTA規約

第1条 本規約の目的

本規約は、光市立浅江中学校（以下、「本校」と呼ぶ）のPTAが掲げる目的を達成させるための運営の遵守事項を定めることを目的とする。

第2条 名称と事務局

本会は、光市立浅江中学校PTAと称し、事務局を浅江中学校に置く。

第3条 本会の目的

本会は、会員相互の資質を高め、研修や親睦を深め、ひいては家庭・学校・地域の連携を育み、教育の推進と向上を図ることを目的とする。

第4条 会員資格

本会は、本校生徒の保護者と教職員をもって構成する。ただし、顧問はこの限りではない。

第5条 本会の事業

本会は、本規約第3条の「本会の目的」達成のために次の事業を推進する。

- (1) 会員相互の研修、親睦の事業
- (2) 施設、設備環境等の充実と改善に関する事業
- (3) 教職員の研修助成に関する事業
- (4) 生徒の学習や健康に関する事業
- (5) 光市PTA連合会等の広域なPTA活動に関する事業
- (6) コミュニティ・スクールへの参画を通じた学校・地域との連携に関する事業
- (7) 浅江小学校PTAとの連携による共通課題に関する事業
- (8) その他、本会の目的に適する事業

第6条 組織と人員

本会は、総会、総務委員会（事務局含む）、常任委員会、専門部により構成される。各組織は、次に掲げる人員により構成される。

- (1) 総会：保護者と教職員の全員
- (2) 総務委員会：総務役員（会長、会長補佐、副会長、幹事）、事務局員（教員）
- (3) 常任委員会：総務委員会、専門部部长と副部长、事務職員（学校事務）、顧問
- (4) 専門部：心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部
- (5) 監査

第7条 常任委員と選出方法

常任委員とは、総務委員会の総務役員（会長、会長補佐、副会長、幹事）ならびに監査、顧問と各専門部部长と副部长をいい、次の人員数とする。

- (1) 会 長: 1名
- (2) 会長補佐: 会長が必要と認めた場合に若干名
- (3) 副会長: 3名以上
- (4) 幹 事: 若干名
- (5) 各専門部部長、副部長: 部長1名、副部長2名(広報部は1名)
- (6) 顧 問: 若干名(うち1名は、校長とする。)

7-2. 選出方法

総務役員である会長、会長補佐、副会長からなる選考委員により、常任委員会に推薦され、総会の承認を得なければならない。

ただし、顧問は、総会の承認によらず、1名は校長とする。また、必要により、会長と校長の合意により若干名をおくことができる。

7-3. 事務

校長に任命された事務局主任を総務委員会事務局に、事務職員を常任委員会に専任としておく。

第8条 専門部員と選出方法

専門部とは、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部のことをいい、各部とも部長1名、副部長2名程度を含む体制とする。

8-2. 選出方法

専門部全体として、各学年から同じ程度の割合で互選し、各専門部へ配属する。人員の不足が考えられる場合には、会長が委嘱することができる。各部の人員構成は、総会の承認を得なければならない。

第9条 補員と選出方法

補員とは、常任委員ならびに各部員に欠員が生じた場合に、必要に応じ補填される人員をいい、15名程度とする。

9-2. 選出方法

各学年から同じ程度の割合で互選し、補員名簿に収載する。

補員名簿の収載順1位からを補填の順位とする。

9-3. 補填の方法

欠員が生じた場合、会長と欠員が生じた専門部の部長(もしくは副部長)が協議し、補填人数を決定する。

第10条 常任委員会役員の任務と任期

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

10-2. 会長補佐は、会長と責務を分担し、常に会長と協議・協調する。会長不在の際は、これを代行する。

10-3. 副会長は、会長と会長補佐の指示のもと、責務を遂行し、会長と会長補佐不在の際は、これを代行する。

10-4. 幹事は、会長、会長補佐ならびに副会長を補佐し、会務を処理する。

10-5. 顧問は、会長に対し必要な助言を行う。

10-6. 各専門部部長ならびに副部長は、各取組の責任を分担するなどし、部員とともに専門部の事業遂行にあたる。

10-7. 常任委員のうち、総務役員の任期は2年間とし、顧問、各専門部部長と副部長の任期は1年間とするが、再選を妨げない。

第11条 総務委員会の任務

総務委員会は、本規約の第3条「本会の目的」ならびに第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のために必要な方針を策定し、常任委員会に提議し、本会の指針と方策を実行する。

11-2. 総務委員会の活動方針は、常任委員会の承認が必要であるが、方策を実行するための方法は、総務委員会に委ねられる。

11-3. 総務委員会は、専門部が行う事業活動の総括を行うとともに、専門部が行う事業活動への助言や補佐に努める。

第12条 専門部の任務と任期

各専門部は、本規約の第5条「本会の事業」に掲げる事業達成のための活動を行う。

12-2. 心の教育部は、生徒の心の健全育成に関する活動を行う。

12-3. 心の教育部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（心の教育部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の豊かな心を育むための方策（プロジェクト）を実行する。

12-4. 学力向上部は、生徒、保護者の人権への理解と意識向上、生徒の学力向上に関する活動を行う。

12-5. 学力向上部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（学力向上部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の学力を向上させるための方策（プロジェクト）を実行する。

12-6. 体力づくり部は、生徒の健康と保健・体育に関する活動を行う。

12-7. 体力づくり部は、コミュニティ・スクールのプロジェクト部会（体力づくり部会）及び企画推進委員会に参画し、生徒の健やかな体づくりのための方策（プロジェクト）を実行する。

12-8. 広報部は、総務委員会と連携してPTA活動の広報と生徒・教職員をはじめとする学校の取組を取材し、必要に応じて地域への広報に努める。

12-9. 専門部員の任期は、1年間とする。

第13条 コミュニティ・スクール（CS）への参画

本規約5条の「本会の事業」に含まれるコミュニティ・スクールへの参画について、以下の通り定める。

13-2. 総務委員会

会長もしくは会長とその他複数名は、光市教育委員会からコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員に委嘱された場合には、学校運営協議会に参画する。

13-3. 常任委員会

心の教育部、学力向上部、体力づくり部の各部長は、学校からコミュニティ・スクールの企画推進委員に委嘱された場合には、企画推進委員会に参画する。

第14条 監査

監査は、本会の会計を監査する。

監査は、会長と校長により委嘱され、総会の承認を得る。

14-2 監査の任期は1年間とする。

第15条 総会

総会は、総務委員会の発議により、常任委員会が毎年1回(4月頃)に定期開催し、予算審議等の重要事項を審議する議決機関とする。

15-2. 総会の成立

PTA会員の3分の2以上の出席(委任状含む)で総会の成立とする。

15-3. 臨時総会

常任委員会において必要と認められた場合には、臨時総会を招集することができる。

第16条 総会での議決事項

本会の総会では、次の事項を審議し、議決は出席者の過半数で成立する。

- (1) 前年度の事業報告と会計決算報告(PTA会計と後援会会計)
- (2) 本年度の事業計画と予算の審議(PTA会計と後援会会計)
- (3) 役員推薦者、選出者の承認(常任委員と後援会兼務)
- (4) 規約改定(PTAと後援会)
- (5) その他必要事項の審議(PTAと後援会、その他)

第17条 緊急時の審議と議決

緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項は、常任委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

(本項は、事故・事件・災害を想定する。)

17-2. 緊急時で即応性が重視される局面における緊急事項で、常任委員会の開催が困難である場合には、総務委員会が総会に代わって審議、議決することができる。

第18条 経費

本会の経費は、会費と入会金、事業収益金等をもって運営する。

18-2. 本会の入会金は、新入時に100円を徴収する。退会時に返金はしない。

18-3. 本会の会費は、月額250円とし、第一子、第二子ともに同額とする。

18-4. 本会の事業収入は、見込み予算として予算化しておく。(友愛セール等)

第19条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

制改定の経緯

昭和34年	4月28日	旧約を廃止し、本規約を施行する。
昭和45年	1月25日	第2・5・11条の一部改正
昭和50年	4月25日	第11条の一部改正
昭和52年	4月26日	第11条の一部改正
昭和60年	4月24日	第2・5・11条の一部改正
昭和61年	4月19日	第11条の一部改正
平成 2年	4月21日	第11条の一部改正
平成 2年	11月 5日	会の名称変更(常任委員会に委託されていた。)
平成 3年	12月10日	同・育友会規約をPTAに規約改正
平成 9年	4月19日	第5条(1)の一部改正
平成18年	4月28日	第5条(1)、(4)、(5)の一部改正
平成21年	4月30日	第5条(1)の一部改正
平成22年	4月28日	第5条(5)の削除
平成29年	4月22日	第1条(本規約の目的)を新設 第2条(名称と事務局)を詳述 第4条(会員資格)に本校生徒の保護者と教職員以外の規定を追加 第5条(本会事業)に(5)広域PTA活動、(6)コミュニティ・スクール活動、(7)浅江小PTAとの連携の各項目を追加 第6条(組織と人員)(2)に会長(補佐)を追加、(4)専門部を5部会から3部会に変更 第7条(常任委員と選出方法)に会長(補佐)を追加 第8条(専門部員と選出方法)を3部会に変更 その他、総務委員会、常任委員会、専門部会の任務を詳述、緊急時の対応を規定
令和 2年	5月 7日	第5条(本会事業)(6)「コミュニティ・スクールの活動」を「コミュニティ・スクールへの参画」に変更 第8条(専門部員と選出方法)副部長の人数を2名程度に変更 第12条(専門部の任務と人気)「コミュニティ・スクールの活動においては」を、「コミュニティ・スクールの」に変更 第13条(コミュニティ・スクールへの参画)「学校運営委員」を「学校運営協議会委員」に、「学校運営委員会」を「学校運営協議会」変更

光市立浅江中学校PTA役員選出細則

第1条(本細則の目的)

本細則は、光市立浅江中学校PTA規約の「第7条(常任委員と選出方法)」と「第8条(専門部員と選出方法)」に定める選出に際しての細則を定めることを目的とする。

第2条(選出方法)

常任委員と専門部の部員は、立候補および抽選により選出する。

第3条(専門部の構成)

専門部は、心の教育部、学力向上部、体力づくり部、広報部により構成され、専門部員は、各学年で同程度の割合で選出し、各部とも18名(広報部9名)程度を選出する。

第4条(総務委員会の構成)

総務委員会のうち選出対象は、総務役員と監査、顧問で、顧問のうち1名は、校長とする。総務役員は、会長、会長補佐、副会長、幹事により構成される。

2. 総務役員の選出

総務役員の任期は、2年間であることから、2年満了で辞められる人員程度を選出することとなる。男性役員は3名程度を選出する。選出にあたっては、2年間の役を務められるよう留意する。

第5条(役の免除)

総務役員は、2年間継続の役であるため、在学中の子供を含め、役員の内任中に未入学であった子供すべてについても、役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

2. 専門部の部長は、その役目の責務、質、量を考慮し、部長任期中に在学中であった子供、未入学であった子供すべてについても役を済ませたと認め、以降、選出を免除することができる。

第6条(選出免除)

常任委員ならびに専門部員の選出にあたっては、予め選出候補から除外する免除規定を設けない。

2. やむを得ない事情により、予め選出候補から除外してほしい場合には、当該年度の12月末日までに、総務委員会会長宛てに文書(除外願)で申し出る必要がある。

3. 総務委員会会長は、除外願を受理した場合、遅延なく内容を確認し、判断のうえ、総務委員会に判断結果を報告する。

4. 除外願の内容および判断理由の詳細は、個人のプライバシーに関わる場合が考えられるので、原則非公開とする。(会長の専権事項)

第7条(抽選)

立候補者が定員に満たない場合には、抽選により選出するものとする。

2. 抽選は、原則的に対象者立会いとするが、抽選日当日に本人が立ち会えない場合には、総務委員会が本人を代理し、抽選し、配属先を決めることとする。
3. 抽選後の結果に関しての異議申し立ては、いかなる理由があろうとも受け付けないものとする。

第8条(専門部の部長と副部長の選出)

専門部の部長と副部長の選出は、年度末の「新旧役員引継ぎ会」で行う。

2. 免除規定

すでに専門部の部長を経験している者は、部長、副部長を免除する。副部長経験者は、対象の子供に限り部長、副部長を免除する。

附則

- ① 会長、会長補佐、副会長、幹事は、総務委員会に属する。(他に顧問、監査、事務局員)
- ② 本細則の改定は、総務委員会で起案したものを常任委員会および総会で承認されなければならない。
- ③ 本細則は、平成18年4月28日より施行する。
- ④ 20年度より試行されていた、第3項(2)の「広報部のお子さん2人分の役とみなす」という規定については、2年目の活動実績が見られないため、23年度限りとする。
- ⑤ 補員については、役員が転居等で活動の継続が不可能となった場合、役員本人もしくは、同居家族の健康上の都合により活動が不可能になった場合、また、各部長より要請があった場合に、総務委員会の審議を経て、PTA会長より正役員として依頼、任命する。
- ⑥ 附則④、⑤は、平成23年4月28日より施行する。
- ⑦ 平成29年4月22日「光市立浅江中学校PTA規約」の全面改定に伴い改定・実施
- ⑧ 令和3年4月24日 第5条(役の免除)改定

光市立浅江中学校PTA慶弔規定

第1条

本会員で慶弔等のあった場合は、次の定めるところにより、慶祝・弔事を表す。

1 慶事の場合

(1) T会員の結婚 5,000円程度の祝儀をおくる。

2 弔辞の場合

(1) P会員の死亡 10,000円程度のお供物などをおくる。

(2) 生徒の場合 10,000円程度のお供物などをおくる。

(3) T会員本人の死亡 10,000円程度のお供物などをおくる。

(4) T会員の配偶者の死亡 5,000円程度のお供物などをおくる。

(5) T会員の父母及び子の死亡 5,000円程度のお供物などをおくる。

3 災害見舞

会員の住宅が火災、洪水、その他の災害に遭い、甚大な損傷を受けた場合、状況に応じ見舞金をおくる。

4 転退職の場合

(1) T会員の転退職(餞別料をおくる)

勤務年数	1年以内	2,000円
	3年以内	4,000円
	5年以内	5,000円
	7年以内	7,000円
	8年	8,000円
	9年を超えるもの	10,000円

5 その他特別の事情がある場合は、会長・副会長が協議の上決定する。

第2条

慶弔見舞いの金品の返しはしないものとする。

この規定は、平成21年5月1日より施行する。